

三重県教員育成協議会運営要綱

三重県教育委員会事務局

(趣 旨)

第1 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第1項の規定に基づく、公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会について、法に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2 協議会の名称は、三重県教員育成協議会（以下「協議会」という。）とする。

(所掌事項)

第3 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) その他、校長及び教員としての資質の向上に関して必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第4 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 国立大学法人 三重大学 教育学部長
- ② 学校法人 皇學館 皇學館大学 教育学部長
- ③ 市町教育長の代表
- ④ 小中学校及び県立学校の代表
- ⑤ 保護者の代表
- ⑥ 学識経験者
- ⑦ 企業関係者
- ⑧ 三重県教育委員会事務局次長（研修担当）

(会 長)

第5 協議会に会長を置くものとし、委員の中から互選する。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 協議会に会長が指名する会長代理を置き、会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。

(委員の任期)

第6 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第7 協議会は、次のとおり運営する。

- (1) 協議会は、必要に応じて三重県教育委員会事務局が招集する。
- (2) 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 三重県教育委員会事務局が特に必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 協議会は原則公開とする。

(事 務 局)

第8 協議会の事務局は、三重県教育委員会事務局研修企画・支援課内に置く。

(そ の 他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、三重県教育委員会事務局が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成29年6月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。